

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		著しく保安上危険な建築物の除却命令等
根拠法令及び条項		建築基準法第10条第3項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関 係 条 項	建築基準法第9条第2項から第9項及び第11項から第15項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)